

## 防府市教科用図書選定委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 防府市立小学校・中学校設置条例（昭和 39 年防府市条例第 29 号）第 2 条に規定する防府市立小学校・中学校（以下「小・中学校」という。）の教科用図書の選定を適正に行うため、防府市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの依頼に応じ、市内で使用する教科用図書について、種目ごとに 1 種に選定するための調査審議を行い、教育委員会に報告する。

2 教育委員会は選定委員会の意見を尊重するものとする。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 学識経験を有する者        | 2 名程度 |
| (2) 小・中学校の校長会長及び教頭会長 | 4 名程度 |
| (3) 小・中学校 P T A 連合会長 | 2 名程度 |
| (4) 教育委員会            | 5 名程度 |

(委員長及び副委員長)

第 4 条 選定委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 委員長は、委員による互選によってこれを定め、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、また委員長が欠けたときにその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、採択替えを行う年度の教科用図書採択が完了する日までとする。

(会議)

第 6 条 選定委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 選定委員会の会議の議長は委員長をもって充てる。

3 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 選定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

5 選定委員会の会議は第三者に対して原則非公開とし、会議録についても山口県が情報公開を開始するまでは非公開とする。

(研究調査員)

第7条 選定委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、研究調査員を置く。

- 2 研究調査員の人数は、選定委員会が指定する調査種目ごとに定める。
- 3 研究調査員は、小・中学校の校長会の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 4 第5条の規定は、研究調査員について準用する。

(委員及び研究調査員の公正確保)

第8条 教科用図書選定の公正を確保するため、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員及び研究調査員となることができない。

- 2 委員及び研究調査員は、教科用図書の発行業者等の選定勧誘及び宣伝行為に乘じられる等、適正な教科用図書の選定を阻害すると認められる行為をしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は教育委員会教育部学校教育課において行う。

(経費)

第10条 選定委員会の事務を行うために要する費用は、教育委員会が負担する。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。